

令和 2 年 7 月 3 日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K17927

研究課題名(和文)環境行政訴訟上の原告適格についての司法による法の継続形成の可能性

研究課題名(英文) Possibility of the further development of the law by judges about Standing on environmental administrative litigation

研究代表者

小澤 久仁男(OZAWA, KUNIO)

日本大学・法学部・准教授

研究者番号：30584312

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ドイツ環境法における原告適格論および団体訴訟論に焦点を当てて研究を行ったものである。すなわち、ドイツにおいては、環境法上の団体訴訟が導入されているため、わが国でもその動向が頻繁に研究されている。そのような中、近時、EU法の影響もあって、団体訴訟が立法化されていない領域においても団体訴訟の提起を認める判決が登場しているなど、ドイツの原告適格論および団体訴訟論は更なる展開を見せつつあり、わが国にとっても最新の状況は注視すべきである。そこで、本研究は、司法による法の継続形成を意識しつつ、ドイツにおける環境行政訴訟上の原告適格論および団体訴訟論の分析を行うことを目的に研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国行政法学・環境法学においては、団体訴訟導入が長く議論されており、そして、多くの先行研究が存在している。けれども、環境法上の団体訴訟の導入に至っていないのが現状である。そのため、このような状況を踏まえて、ドイツ環境法上の団体訴訟導入後の動向、とりわけ環境行政訴訟における原告適格論の動向を分析することで、ドイツ行政法を古くから参考にしてきたわが国における今後の展開に奉仕することが本研究の目標となる。それゆえ、本補助事業の研究成果によって、ドイツにおける展開に留まらず、わが国の議論へと架橋しようとする点に学術的意義および社会的意義を有すると言える。

研究成果の概要(英文)： This research focused on the standing(in Germany:Klagebefugniss) theory and class-action(in Germany:Verbandsklage) theory in German environmental laws and studied. Such trend in Germany has been frequently also studied in Japan. It's because a class-action suit on the environmental laws is introduced in Germany.

During such, the judgment which admits raising of a class-action suit appeared about the territory where raising of a class-action suit isn't prescribed by law in Germany. This is influence by EU.

German standing and class-action are taking a further turn from being it. Therefore I thought Japan should also gaze at the latest situation. So this research was studied for the purpose of analyzing the standing and class-action on the environment administrative litigation, having further development of the law by judges (in Germany: richterliche Rechtsfortbildung) in mind.

研究分野：新領域法学・公法学

キーワード：原告適格 環境法上の団体訴訟 環境・権利救済法 法の継続形成 排除効

## 1. 研究開始当初の背景

わが国においては、長きにわたって、行政訴訟および環境行政訴訟において、原告適格の範囲が狭いという問題点が指摘されてきた。すなわち、市民らが環境行政訴訟を提起したとしても、当該市民らの環境利益は原告適格を基礎付けるほどの利益が存在していないと評価され、市民らによる環境行政訴訟の提起は、原告適格の段階でつまづくことが多くあったからである。それゆえ、古くから、わが国行政法学・環境法学においては、このような原告適格の範囲が狭いという問題を、どのように制度的、立法的、そして解釈論的に克服していくべきなのかということが関心事の1つとして位置付けられてきた。

この点、わが国行政法学・環境法学が範としてきたドイツ行政法学・環境法学においても、わが国と同様、原告適格の範囲が狭いという問題を古くから抱えており、このような問題を改善する一手段として、団体訴訟の導入の可能性が模索され続けてきた。そのような状況の中、ドイツにおいては、環境法という一部分の領域ではあるが、1970年代に州レベルの自然保護法で、個人の権利侵害がなくともある一定の資格を備えた自然保護団体に訴権を認めようとする公益的団体訴訟 (**altruistische Verbandsklage**) が導入されてきた。その後、2002年には連邦自然保護法 (**Bundesnaturschutzgesetz**) において、さらに2006年には環境・権利救済法 (**Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz**) においても団体訴訟が導入されてきた。このようなドイツの原告適格論および団体訴訟論の動向については、上記2002年ドイツ連邦自然保護法改正以前や2004年のわが国行政事件訴訟法改正以前からも多数の先行研究が存在しており、今日に至るまで多くの研究が蓄積している。加えて、団体訴訟の導入の可否をテーマにした特集が各法律雑誌においても行われているなど、わが国においては団体訴訟導入に向けた議論が本格化しつつある状況にある。

他方で、ドイツの動向に焦点を当てていくと、肯定的評価あるいは否定的評価のいずれであるかはともかく、環境法上の団体訴訟の導入以後も、その議論は終息したわけではなく、議論が継続していることについては注視すべきものと言える。すなわち、ドイツにおいては、EUといった国外との関係および、それと関連した国内法化といった国内との関係で、環境法上の団体訴訟の制度に変化が生じているからである。それゆえ、このようなドイツの状況は、今後、団体訴訟を導入しようとするわが国にとっては、非常に参考になるものと言える。

以上の背景より、本研究においては、ドイツの動向を踏まえて、団体訴訟について研究を行うことによって、わが国の問題状況の克服および議論の展開に奉仕することが期待できると考えた。

## 2. 研究の目的

本研究はドイツ環境法における団体訴訟導入後の原告適格論および団体訴訟論の動向を分析することによって、わが国の議論に奉仕していくことが、当該研究の最大かつ最終的な目標となる。かかる目標を達成するべく、本研究においては、以下のような目的で行うことにした。

第一に、ドイツにおいては、上記にもある通り、環境法上の団体訴訟導入後も、議論が継続していることから、ドイツの動向に注視するということである。すなわち、ドイツ環境法、とりわけドイツ環境・権利救済法は、その制定以降、そこでの規定がたびたび欧州裁判所によって、欧州法違反と判断され、これを踏まえて、新たな立法を行うことでドイツ国内の議論を呼んでいるからである。この点は、わが国において、団体訴訟の導入を検討し、そこでの規定内容をデザインしていくにあたって、参考になるものと言える。

以上のようなドイツの状況を踏まえると、ドイツの現状はネガティブ要素が多く存在していると言える。けれども、例えばドイツ連邦行政裁判所は、2013年のダルムシュタット判決において団体訴訟を立法化していない大気汚染対策計画に対して、団体訴訟の提起を認める判決を出すに至っているなど、ドイツ行政法学・環境法学に変化の兆しを見せている点も第二に注視するということである。すなわち、同判決は、従来までのような立法的解決にのみ頼るのではなく、必要に応じて、時代に対応した合理的判断を行っているからである。そこで、以上のような司法による時代に対応した合理的判断を、本研究においては「司法による法の継続形成 (**richterliche Rechtsfortbildung**)」というフレーズを用いることとした。このような視点から研究を行うことにより、環境法という狭い領域ではあるものの、環境問題における司法権の役割および環境行政訴訟の意義を検討することが期待できると考えた。

したがって、本研究においては、司法による法の継続形成という視点から、ドイツにおける原告適格論および団体訴訟論の展開を探るということを目的に研究を行うことにした。

## 3. 研究の方法

本研究は、上記の研究の目的にもある通り、司法による法の継続形成という視点から、ドイツにおける原告適格論および団体訴訟論の展開を探るということを目的とするものである。その際に、本研究の方法としては、基礎的問題整理作業と発展的問題整理作業に分けて研究を行った。

まず、基礎的問題整理作業としては、環境行政訴訟における団体訴訟の位置付けに関する議論の整理を行った。これには、まず、ドイツは、オース条約に批准をしており、かつ、EUに加盟をしていることなどから、オース条約およびEU指令に関する動向を踏まえることはもちろんのこと、とりわけオース条約9条3項や環境行政訴訟上の原告適格に関する欧州裁判所の判例および学説について検討を加える必要があった。その上で、ドイツの国外的状況を、ドイツ

国内でどのような議論を経て立法化を行い、そしてまた、どのように評価されているのかということについての整理へと進むことにした。

次に、発展的問題整理作業としては、司法による法の継続形成という視点を意識しつつ、環境行政訴訟の意義について検討を試みた。すなわち、環境保護団体に対して、団体訴訟権を認めるとしても、このような権利をどのように正統化すべきなのかといった問題が残されることになる。つまり、環境法上の団体訴訟を研究していくにあたっては、環境保護団体に対して何故、訴権などを認めるのか、という問題が絶えず残されてしまうからである。この点、環境保護団体は、あくまでも当該紛争についての発議権のみを有している点に着目する必要もある。それゆえ、公益に関する疑問を環境保護団体が訴訟という形で提起するものの、裁判所が最終的な判断・決定を行うことから、「司法による法の継続形成」が可能であると判断した。

以上のように、基礎的問題としてEUおよびドイツの議論を整理することにより、発展的問題として司法による法の継続形成の視点から環境行政訴訟の意義について検討を行うという方法で研究を行った。なお、その他、申請者は、研究協力者として、他の補助事業にも参加しており、そこでの議論およびアドバイスも踏まえて研究内容および研究方法をより精緻化するよう試みた。加えて、当該他の補助事業と本研究が、研究領域および研究内容として重なる部分もあったことから、ドイツの議論だけではなく、フランスやイギリスの議論にも触れることもできた。

#### 4. 研究成果

本研究は、上記までの背景、研究目的、そして研究方法によって、次のような成果を得ることになった。

まず、ドイツ環境法上の団体訴訟の特徴を確認し、この視点から分析を行うことにした点である。すなわち、ドイツ環境法上の団体訴訟の特徴としては、承認団体制度を採用しており、事前手続に参加することができる団体や団体訴訟を提起することができる団体を限定していること、当該承認団体による団体訴訟の提起は、事前手続への参加を内容とする協働権を行使した団体に限定していること、および当該承認団体への直接的な権利侵害が無くても団体訴訟を提起することができることを挙げることができる。これらの特徴は、いずれも本来的に団体による参加や団体による訴訟が、団体固有の権利や利益ではないことを意識したものと言える。つまり、個人の権利として認められる領域においては、通常、参加権や訴権を付与するべく、承認制度などを設けることはないからである。もっとも、申請者が注視したのは、あらゆる団体に対して、団体参加権や団体訴訟権を付与しているわけではなく、団体参加や団体訴訟に際して制約を課すことにより、一定の団体に対してのみ、これらの権利を付与するという点にある。これにより、申請者は、完全な客観訴訟として、あらゆる団体に団体参加権や団体訴訟権を付与するのではなく、ドイツの伝統的な理解である主観訴訟も意識した制度設計がなされているものと理解をした。

次に、申請者が考えた、かかる特徴を踏まえて、補助事業の研究期間内における環境・権利救済法の動向を追跡したことを成果として挙げることができる。そこでは、まずヤネセック決定などといった欧州裁判所においては欧州法で認められた権利に対して、欧州裁判所への訴訟提起を許容しており、これを踏まえた上で、上記ダルムシュタット判決においてドイツ連邦行政裁判所は、環境・権利救済法で規定されていない領域である大気汚染対策計画に対する団体訴訟の提起を認めている。また、**2015**年の欧州裁判所判決においては、環境・権利救済法における排除効の規定について、環境保護団体を含む多くの市民に対して広くアクセス権を保障するように各加盟国に求めた欧州法に違反するとの判断を行っている。したがって、これらの欧州およびドイツにおける動向を取り上げることによって基礎的問題を抽出するに至った。

以上の欧州およびドイツの状況を踏まえて、司法による法の継続形成の視点から分析を行ったのが第三の成果である。すなわち、上記ダルムシュタット判決も、そして**2015**年欧州裁判所判決以降の**2017**年改正環境・権利救済法のいずれも、欧州法の影響を受けつつも、最終的には、団体参加権や団体訴訟権が法律上、規定されていない領域あるいは法律で規定されている制限による限界を迎えることから、このような状況を克服するべく、裁判所による合理的判断を許容するに至っているからである。それゆえにこそ、団体訴訟論において、従来、あまり意識がなされていなかった司法の役割を明確にすることにより、団体訴訟という制度はあくまでも、団体による環境問題の発議として位置付けることができ、従来までの団体訴訟の正統性というものを克服できるのではないかと考えた。

最後に、かかる成果を踏まえると、申請者は、欧州裁判所において欧州法違反とされつつも、何故、ドイツにおいて、従来までの理論を維持しようとしているのかについて疑問を抱くことになった。その結果、ドイツにおける行政上の権利保護の歴史的展開も踏まえて、環境法上の団体訴訟の展開を研究することが、まさにドイツの展開およびわが国の理論の克服に繋がるのではないかと考えた。本補助期間中の本研究で、このような着想に至ったことが最終的な成果である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小澤久仁男	4. 巻
2. 論文標題 ドイツ環境法における実体的排除効の終焉と新たな展開 2015年欧州裁判所判決を参考にして	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 碓井光明ほか編『行政手続・行政救済法の展開（西竺章先生・中川義朗先生・海老澤俊郎先生喜寿記念）』信山社	6. 最初と最後の頁 539-561
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小澤久仁男	4. 巻 90巻10号
2. 論文標題 わが国における原子力災害対策について(上)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 101-106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小澤久仁男	4. 巻 90巻10号
2. 論文標題 わが国における原子力災害対策について(下)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 100-104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小澤久仁男	4. 巻
2. 論文標題 住民監査請求の課題と到達点	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本地方自治学会編『自治体行財政への参加と統制（地方自治叢書28）』敬文堂	6. 最初と最後の頁 39 - 60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小澤久仁男	4. 巻
2. 論文標題 史跡指定解除処分と第三者の原告適格	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 宇賀克也・交告尚史・山本隆司【編】『別冊ジュリスト・行政判例百選II〔第7版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 350 - 351
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小澤久仁男
2. 発表標題 ドイツ環境法における原告適格の新展開
3. 学会等名 関西行政法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----